

県中都市計画第一種市街地再開発事業(郡山駅前
一丁目第二地区)の都市計画等変更に係る公聴会
を開催します



ターゲット 11-a

令和2年10月27日

郡山市都市整備部

都市政策課

担当：齋藤 雅敏

TEL：924-2328

SDGs ターゲット 11-a 「都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する」

県中都市計画第一種市街地再開発事業(郡山駅前一丁目第二地区)の都市計画変更及び県中都市計画高度利用地区の変更に係る公聴会を開催いたします。

- 1 日 時 令和2年11月25日(水) 午後7時から
- 2 場 所 郡山市役所本庁舎2階 正庁
- 3 案 件 県中都市計画第一種市街地再開発事業(郡山駅前一丁目第二地区)
県中都市計画高度利用地区(郡山駅前一丁目第二地区)
上記について、事業再開に係る事業計画見直しに伴い建築物の面積、用途等
を変更しようとするものです。
- 4 公述の申し出 令和2年10月28日(水)から11月11日(水)までの期間、都市政策課において公述の申出を受け付けています。公述の申出書は、都市政策課に備え付けてあります。なお、公述人となることができる方は、郡山市内に住所を有する方及び当該都市計画について利害関係を有する方となります。
- 5 図書の閲覧 令和2年10月28日(水)から11月11日(水)までの期間、都市政策課において案の閲覧をすることができます。
- 6 公聴会の傍聴 公聴会を傍聴したい方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場の都合上、傍聴席の数を限らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、公述の申し出がない場合は公聴会を中止します。その場合は郡山市ウェブサイトでお知らせします。

※本公聴会は新型コロナウイルス感染予防に必要な対策を講じ実施いたします。



こちらからウェブサイトへアクセスできます

<https://www.city.koriyama.lg.jp/shiseijoho/toshiseibi/4/26184.html>